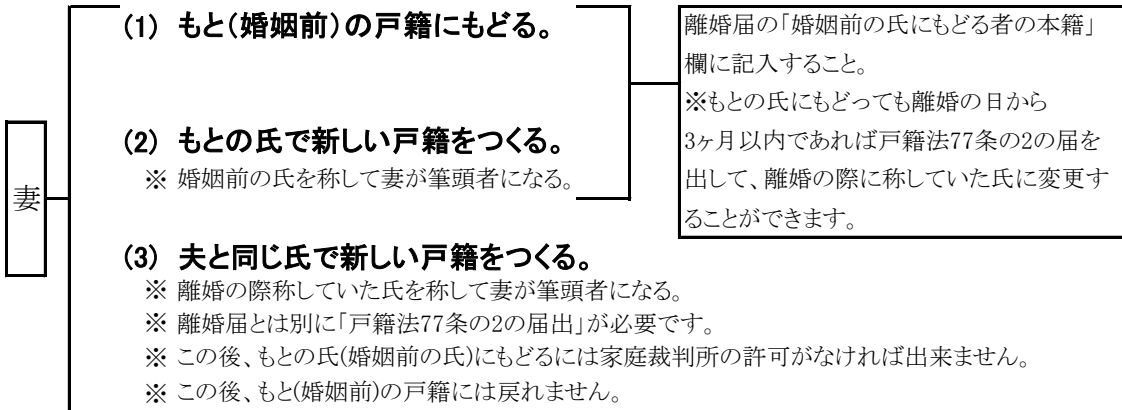


離婚届出後の戸籍の変動について…

1. 妻の戸籍について(夫の氏を称して婚姻していた場合)

夫…本籍は変更ありません



2. 子どもの戸籍について(夫の氏を称して婚姻していた場合)

離婚届を提出し、母が親権を行っても、子どもはそのまま父の戸籍に残ります。

母の戸籍に子どもが入るためには

家庭裁判所で**子の氏の変更の許可**をもらう。(氏が変わらない場合も必要です。)

※ 家庭裁判所へ持参するもの (令和6年4月1日現在の内容です)

- | | |
|--|---|
| ① 子どもの戸籍謄本(父の戸籍に入っている) | } 父母の離婚の記載があるもの |
| ② 母の戸籍謄本(新しくつくられる) | |
| ※ ①または②に離婚の記載がない場合は、離婚の記載がある戸籍謄本も必要です。 | |
| ③ 収入印紙(子ども1人につき) 800円分 | } 郵便局又は帯広市役所地下1階売店で購入
(裁判所では購入できません) |
| ④ 郵便切手 110円 | |
| ⑤ 印鑑(15歳以上の方は、母とは別に自分の印鑑が必要) | |

※その他、15歳以上の子どもの手続きには同意書が必要な場合があります。詳細は家庭裁判所へ直接お問い合わせください。

住所: 帯広市東8条南9丁目 TEL: 0155-23-5157

審判がおりたら、市役所戸籍住民課で**子の入籍届**をする

※ その際に持参するもの

- ① 審判書の謄本
- ② 印鑑(入籍する子が15歳以上の場合は、入籍届に子の署名と印鑑が必要)

※印鑑は任意

- 国民健康保険加入者で氏が変わる方は、保険証を持参し国保課へ -

～裏面もご覧ください～

3. 離婚後に生まれる子について

離婚後300日以内に生まれた子は、離婚した夫の子として離婚前の戸籍に記載されます。離婚した夫の子でないとするには、家庭裁判所で手続きが必要です。（民法第772条）
なお、離婚後に懐胎した場合や、母が再婚後に出生した場合は除外されます。
詳しくは戸籍住民課までお問い合わせください。

4. 相手が不受理申出をしている時

相手が離婚届の不受理申し出をしている期間は、協議離婚の届出によって離婚を成立させることはできません。いったん離婚届が受理されても無効なものとして扱われます。

お問い合わせは・・・ 帯広市役所 戸籍住民課 Tel 代表 0155-24-4111
Tel 直通 0155-65-4142

その他の手続き

ここに記載されていることは、手続きの一部です。
くわしくは、担当課にお尋ねください。

	手続きの場所	必要なもの等	備考
国民健康保険	国保課 (1階) (Tel 65-4138)	どちらか ・保険証(国保にすでに加入している方) ・健康保険資格喪失証明書(国保にこれから加入する方) ・マイナンバーカードもしくは通知カード (世帯主と対象被保険者のもの) ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの ・戸籍住民課に提出した住民異動届の控え	
ひとり親家庭等医療費	こども課 (3階) (Tel 65-4160)	・健康保険証(ひとり親になった母または父が被保険者となっている親子のもの) ・その他	高校生年代以下の子ども ※被扶養者になっている場合は20歳の誕生日まで
児童手当	※各種手続きについては、離婚された月に行わないと、手当を受給できない月が発生する可能性があります。速やかに手続きをしてください。	・預金通帳 ・マイナンバーカードもしくは通知カード	高校生年代以下の子ども
児童扶養手当		・子どもが記載されている戸籍謄本 1通 ・母の戸籍謄本(父子世帯の方は父の戸籍謄本) 1通 ・マイナンバーカードもしくは通知カード ・申請者の預金通帳 ・その他	高校生年代以下の子ども
その他	※就学資金の貸付制度等がありますので、詳しくはこども課まで、お尋ねください。		